

生活福祉資金特例貸付債権管理に係る業務委託プロポーザル実施要領

沖縄県社会福祉協議会では、生活福祉資金特例貸付に係る債権管理業務を事業者へ委託するため、下記のとおり公募型プロポーザルを実施します。

応募しようとする事業者は、下記の内容を熟知のうえ、ご応募願います。

1 委託業務名

生活福祉資金特例貸付債権管理に係る業務委託

2 委託業務の内容

別添「業務委託仕様書」を参照

3 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4 応募資格

次の要件を全て満たすことができるものとする。

- (1) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく労働者派遣事業の登録を受けている事業者であること。
- (2) 個人情報保護や情報セキュリティ面の安全性の観点から、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク又は一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターによるISMS認証を取得している者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) これまでに特例貸付の債権管理に係る業務の受託実績を有していること（本県での受託実績に限らない）。

5 応募手続き

- (1) 提出書類
 - ア 応募申請書（様式第1号）
 - イ 実施計画書（様式第2号）
 - ウ 見積書及び経費積算書（様式第3号-1及び様式第3号-2）

・年度ごとに、人員配置および人数の変化が分かるように記載すること。

- エ 応募資格誓約書（様式第4号）
 - オ 会社概要（パンフレット等）
 - カ 派遣業の許可書又は届出書の写し
 - キ ISMS 及びプライバシーマークの認定資格の写し
 - ク 履歴事項全部証明書の写し（直近3ヶ月以内のもの）
- (2) 提出期限：令和7年1月24日（金）17時必着
- (3) 提出場所：社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会（民生部：新屋・津波古）
〒903-8603 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地の1
沖縄県総合福祉センター 西棟4階
電話 098（988）1880 FAX 098（882）5717
E-mail：minsei@okishakyo.or.jp
- (4) 提出部数：11部（正本1部、副本10部）
- (5) 提出方法：提出書類一式を郵送または持参するとともに、上記提出場所のメールアドレス宛に電子データで送付する。提出後は、上記まで電話連絡し、書類の到着を確認すること。
- (6) 留意事項
- ア 企画提案は、1法人につき1件とする。
 - イ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。
 - ウ 提出された書類の内容は、変更することが出来ない。
 - エ 提出された書類等は、返却しない。
 - オ 提案のための費用は、提案者の負担とする。
 - カ 様式第3号－2経費積算書は、年度ごとに作成すること。
 - キ 採択された事業計画書の著作権は、沖縄県社会福祉協議会に帰属する。

6 業務委託説明会の実施

業務委託内容及び応募の際の留意点等について説明いたします。

- (1) 日時：令和7年1月8日（水）14時～16時（質疑含む）
- (2) 場所：沖縄県総合福祉センター 西棟3階 第2会議室
- (3) 申込：次の電子メールアドレス又は電話番号により、沖縄県社会福祉協議会民生部宛に参加希望を申し出ること
E-MAIL minsei@okishakyo.or.jp 電話 098（988）1880
- (4) 申込期限：令和7年1月7日（火）17時

7 質問の受付及び回答

本書や業務委託仕様書の内容について質問がある場合は、簡易なものを除き、次により質問書を提出すること。

- (1) 提出期限：令和7年1月10日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

次の電子メールのアドレス又は FAX 番号により、沖縄県社会福祉協議会民生部宛に提出すること。

E-MAIL minsei@okishakyo.or.jp FAX 098 (882) 5717

(3) 提出書類

質問書（様式第5号）

(4) 質問に対する回答

質問書が提出された事項については、令和7年1月17日（金）までに質問者へ回答する。なお、本要領及び業務委託仕様書の内容以外の質問については、回答しない。

8 業務委託候補者の選定

(1) 業務委託候補者の選定

本会は企画提案書等の内容を総合的に判断し、最も優れていると認めるものを本件業務の業務委託候補者に選定する。

(2) 審査方法

本会が設置する「業務委託候補者選定委員会」において、提出された書類一式を審査するとともに、参加者が行うプレゼンテーションを総合的に評価して業務委託候補者を選定する。

・実施日：令和7年2月7日（金）

・時 間：別途通知

・場 所：沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1

沖縄県総合福祉センター

(3) 選定結果の通知

事業委託候補者選定委員会の審査結果に基づき、受託候補者を1者選定し、選定後、速やかに結果を通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

9 参加資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、業務委託候補者の選定手続きへの参加資格を失うことがある。

(1) 「4 応募資格」の要件を満たさなくなったとき。

(2) 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

(3) 本プロポーザルの応募手続きにおいて不相当と認められる行為があったとき。

10 受託候補者選定後の手続き

(1) 沖縄県社会福祉協議会と受託候補者は、提出書類をもとに具体的な協議を行い、委託契約を締結するものとする。

(2) 沖縄県社会福祉協議会は、協議等の後、受託候補者から改めて見積書を提出させ、そ

の内容を精査のうえ、随意契約による契約の手続きを行う。

- (3) 沖縄県社会福祉協議会は、最優秀提案事業者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合は次点の提案事業者と交渉を行うこととする。
- (4) 契約書の作成の際に必要な経費は、全て受託者の負担とする。

11 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加者を広く募るため、本会ホームページへの掲載等により周知を図る。
- (2) 提出された質問書及び企画提案書等（以下「提案書類等」という。）は返却しない。
- (3) 本プロポーザルに係る書類の作成及び提出に係る費用はすべて参加者の負担とする。
- (4) 提出資料等は、本件業務の業務委託候補者の選定以外の目的には使用しない。
- (5) 業務委託候補者選定後、本プロポーザルに参加した事業者を公開する場合がある。ただし、提案内容及び審査内容については公開しない。
- (6) 本事業の成果は沖縄県社会福祉協議会に帰属する。
- (7) 受託者は、個人情報取り扱いには厳重に注意し、漏えい、滅失等がないよう、その管理を徹底しなければならない。
- (8) 受託者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了した後も同様とする。
- (9) 本件は、今後開催される本会の理事会、評議員会において令和 7 年度事業計画及び予算の昇任が得られない場合、無効とする。

(添付書類)

- ・応募申請書（様式第 1 号）〔Word〕
- ・実施計画書（様式第 2 号）〔Word〕
- ・見積書（様式第 3 号-1）〔Excel〕
- ・経費積算書（様式第 3 号-2）〔Excel〕
- ・応募資格誓約書（様式第 4 号）〔Word〕
- ・質問書（様式第 5 号）〔Word〕
- ・生活福祉資金特例貸付債権管理に係る業務委託仕様書〔PDF〕